

平成 29 年度大気環境の状況について

県並びに大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市は、同法に基づいて、二酸化窒素等の大気汚染物質についての常時監視測定と、ベンゼン等の有害大気汚染物質モニタリング調査を行いました。

1 大気汚染物質の常時監視測定結果の概要

県内 92 の常時監視測定局（一般局^{注1}及び自排局^{注2}）で、大気汚染状況を確認するための測定を行いました。

- 二酸化窒素 (NO₂)
 - ・ 測定を行った 90 局すべてで環境基準を達成しました。（図 1）
 - ・ 年平均値は、近年、緩やかな低下傾向にあります。（図 2）
- 浮遊粒子状物質 (SPM)
 - ・ 測定を行った 90 局すべてで長期的評価により環境基準を達成しました。（図 3）
 - ・ 年平均値は、緩やかな低下傾向にあります。（図 4）
- 微小粒子状物質 (PM_{2.5})
 - ・ 測定を行った 67 局のうち、環境基準の評価対象となる年間 250 日以上測定した 66 局すべてで環境基準を達成しました。（図 5）
 - ・ 年平均値は、平成 28 年度に比べて改善しました。（図 6）
 - ・ PM_{2.5} 濃度が高くなるおそれがあるとして注意喚起を行った日はありませんでした。
- 光化学オキシダント (Ox)
 - ・ 測定を行った 60 局すべてで環境基準を達成しませんでした。なお、昭和 40 年代に測定を開始して以降、基準を達成した局はほとんどありません。
 - ・ 昼間（5～20 時）の日最高 1 時間値の年平均値は、近年、横ばいで推移しています。（図 7）
 - ・ 光化学スモッグ注意報の発令日数は 8 日で、被害の届出はありませんでした。（図 8）
- 二酸化硫黄 (SO₂)
 - ・ 測定を行った 51 局すべてで環境基準を達成しました。なお、平成 27 年度に箱根山大涌谷周辺の火山活動の影響により 1 局非達成となったことを除き、昭和 55 年度から全測定局で環境基準を達成しています。
 - ・ 年平均値は、近年、横ばいで推移しています。（図 9）
- 一酸化炭素 (CO)
 - ・ 測定を行った 19 局すべてで環境基準を達成しました。なお、昭和 57 年度から全測定局で環境基準を達成しています。
 - ・ 年平均値は、近年、横ばいで推移しています。（図 10）

2 有害大気汚染物質^{注3}モニタリング調査結果の概要

県内 21 地点で、人への健康リスクが高いと考えられる物質の測定を行いました。

(1) 環境基準設定物質（ベンゼン等 4 物質）

- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンとも、測定を行ったすべての地点で環境基準を達成しました。
- 地点属性ごとの年平均値は、近年、ほぼ横ばいで推移しています。（図 11～図 14）

(2) 指針値^{注4)}設定物質（アクリロニトリル等9物質）

- 測定を行ったすべての地点で指針値を満足しました。

(3) その他物質（アセトアルデヒド等8物質）

- 平成28年度の全国平均値と比較してほぼ同等の値でした。

3 今後の取組み

(1) 常時監視結果の県民等への情報提供

- 大気汚染防止法に基づく大気環境の調査結果について、県民等へ分かりやすい情報提供に努めます。また、平成21年9月に環境基準が設定されたPM2.5については、今後も朝8時及び午後1時の高濃度予報等の情報提供を継続します。

(2) 微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント(Ox)等の大気汚染対策

- 微小粒子状物質(PM2.5)については、環境基準が設定されて以降、順次測定を開始し、平成25年の北京の大気汚染問題を受けて当初9局だった測定局を67局まで整備しました。PM2.5は測定年数が浅く、気象の影響による変動が大きいものですが、基準達成を維持できるよう、引き続き国や近隣自治体と協力しながら、発生源の把握や生成機構の解明等を行っていきます。また、事業者の自主的な揮発性有機化合物排出抑制の取組の推進や自動車排出ガス対策などの取組を継続していきます。
- 光化学オキシダント(Ox)については、全国的にも環境基準がほとんど達成されておらず、関東地方等を中心に依然として光化学スモッグ注意報の発令が見られます。国では、光化学オキシダント濃度の経年変化の要因や原因物質の削減対策の効果について検討を進めています。本県では、その結果も参考に、発生源対策として、大気汚染防止法及び県・市で定める条例^{注5)}に基づき、事業者に対して規制、指導を行うとともに、発生原因である揮発性有機化合物の自主的な排出抑制の取組の推進を図ります。
- 二酸化窒素(NO₂)は、引き続き大気汚染防止法及び県・市で定める条例^{注5)}に基づき、事業者に対する規制、指導を行うとともに、「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」に基づく自動車排出ガス対策を進めます。

注1) 一般環境大気測定局（一般局）

人が常時生活し活動している地域全体の大気環境の状況を監視するための測定局（市役所など地域を代表する地点に設置）

注2) 自動車排出ガス測定局（自排局）

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気環境の状況を常時監視するための測定局

注3) 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの。このうち、健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」（ダイオキシン類を除く21物質）を測定対象としています。

注4) 指針値

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値で、現に行われている大気モニタリング結果等の評価や事業者による排出抑制努力の指標として設定されています。

なお、指針値を短期的に上回る状況があっても、直ちに人の健康に悪影響が現れるようなものと解するべきではないとされています。

注5) 条例

横浜市では「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、川崎市では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」、その他の地域では「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」が適用されます。

【図表】

(参考) 環境基準達成状況

項目	平成29年度達成率(%) (達成局/有効測定局)			【参考】平成28年度達成率(%) (達成局/有効測定局)		
	一般局 ^{注1)}	自排局 ^{注2)}	計	一般局 ^{注1)}	自排局 ^{注2)}	計
二酸化窒素 (NO ₂)	100 (60/60)	100 (30/30)	100 (90/90)	100 (60/60)	100 (30/30)	100 (90/90)
浮遊粒子状物質 (SPM)	100 (60/60)	100 (30/30)	100 (90/90)	100 (60/60)	100 (30/30)	100 (90/90)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	100 (45/45)	100 (21/21)	100 (66/66)	100 (44/44)	100 (20/20)	100 (64/64)
光化学オキシダント (Ox)	0.0 (0/60)		0.0 (0/60)	0.0 (0/60)		0.0 (0/60)
二酸化硫黄 (SO ₂)	100 (51/51)		100 (51/51)	100 (51/51)		100 (51/51)
一酸化炭素 (CO)	100 (3/3)	100 (16/16)	100 (19/19)	100 (3/3)	100 (16/16)	100 (19/19)

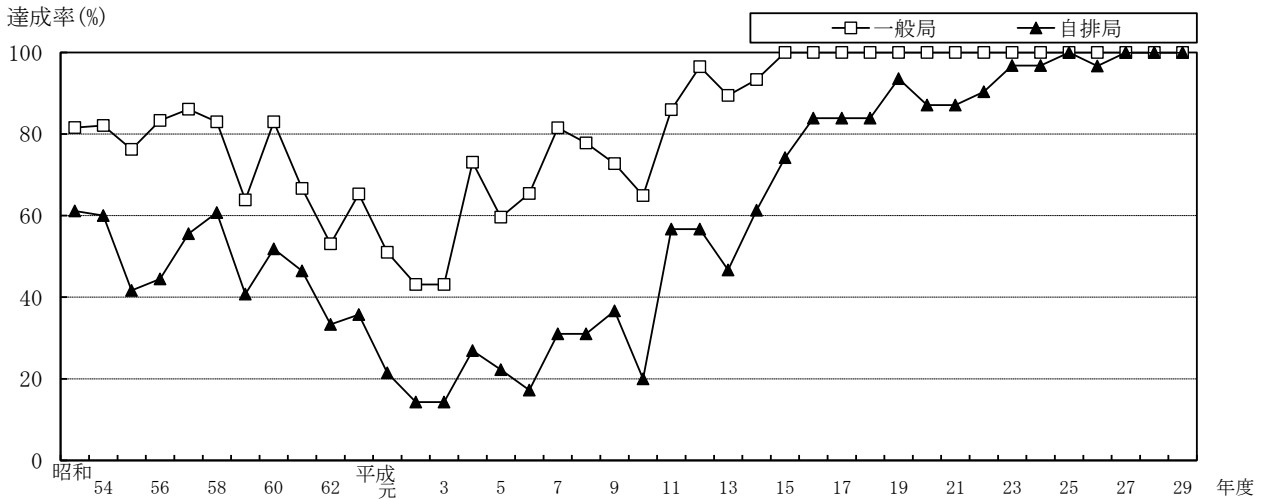


図1 二酸化窒素(NO₂)に係る環境基準達成率の経年推移

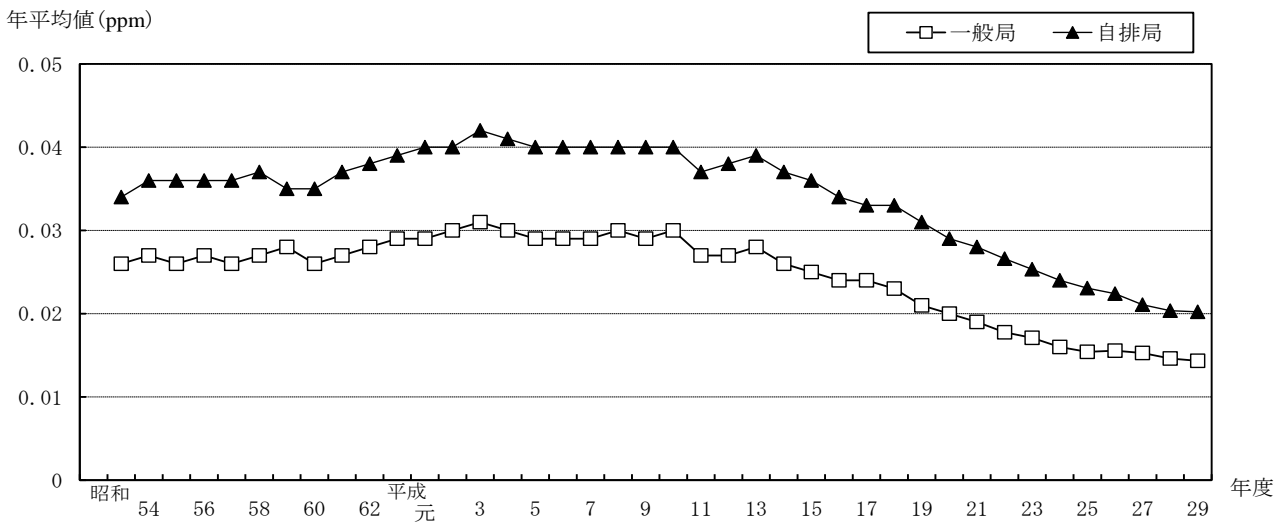


図2 二酸化窒素(NO₂)の年平均値の経年推移

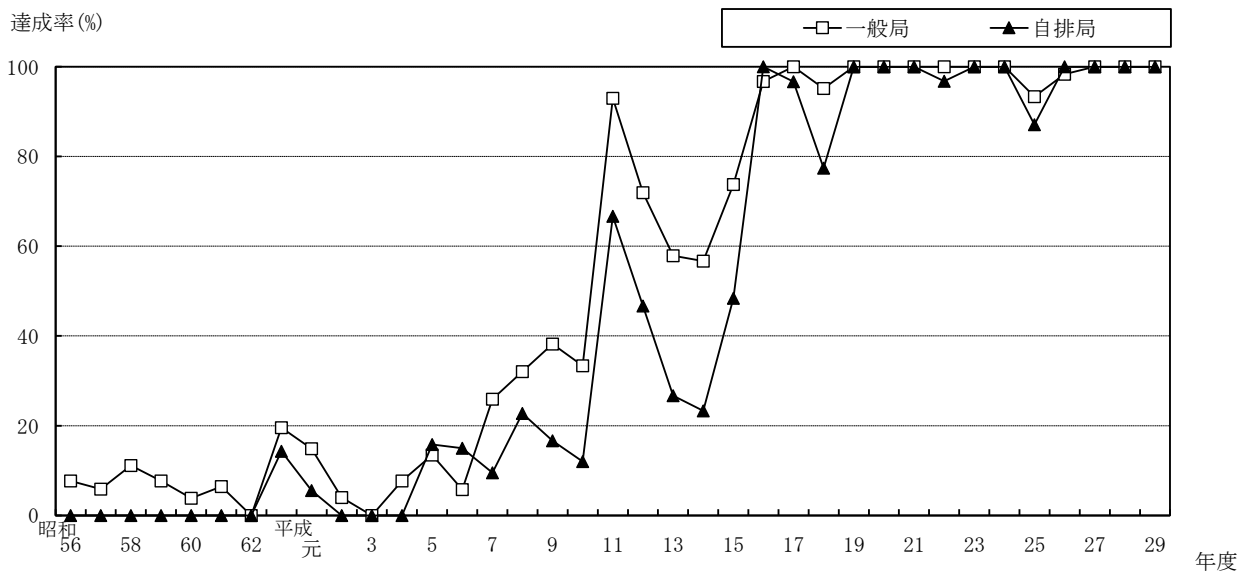


図3 浮遊粒子状物質 (SPM) に係る環境基準達成率の経年推移

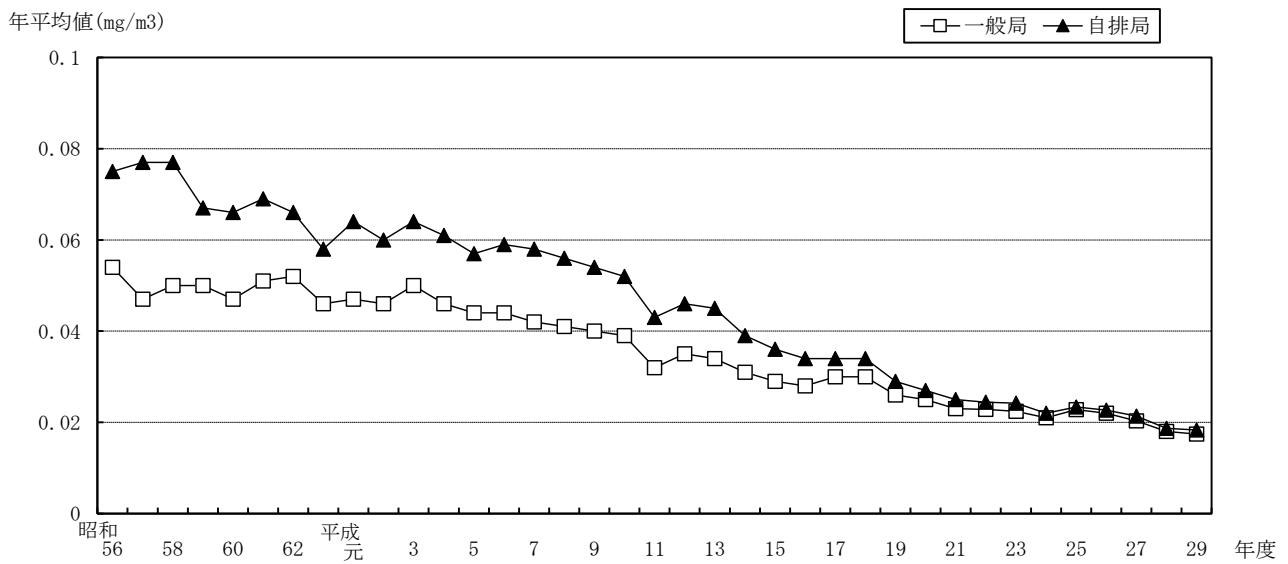


図4 浮遊粒子状物質 (SPM) の年平均値の経年推移

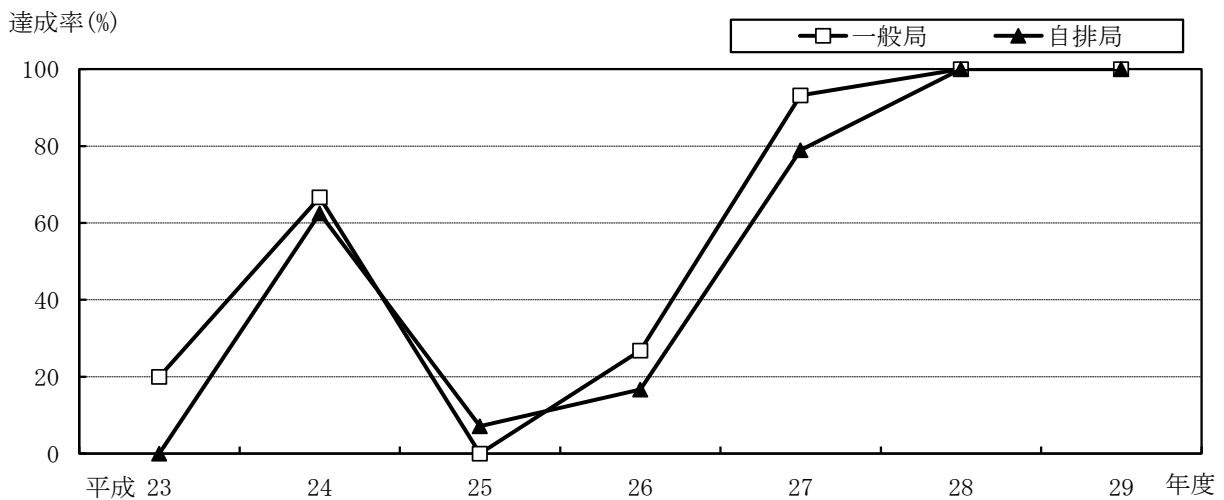


図5 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準達成率の経年推移

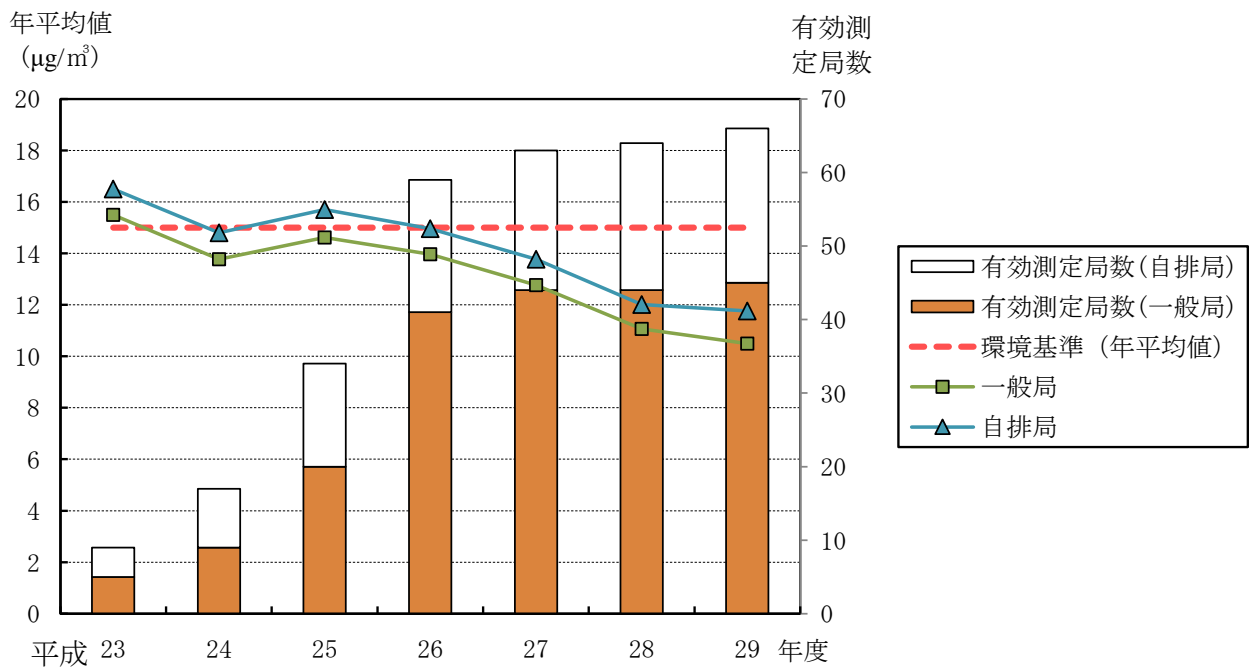


図6 微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値の経年推移

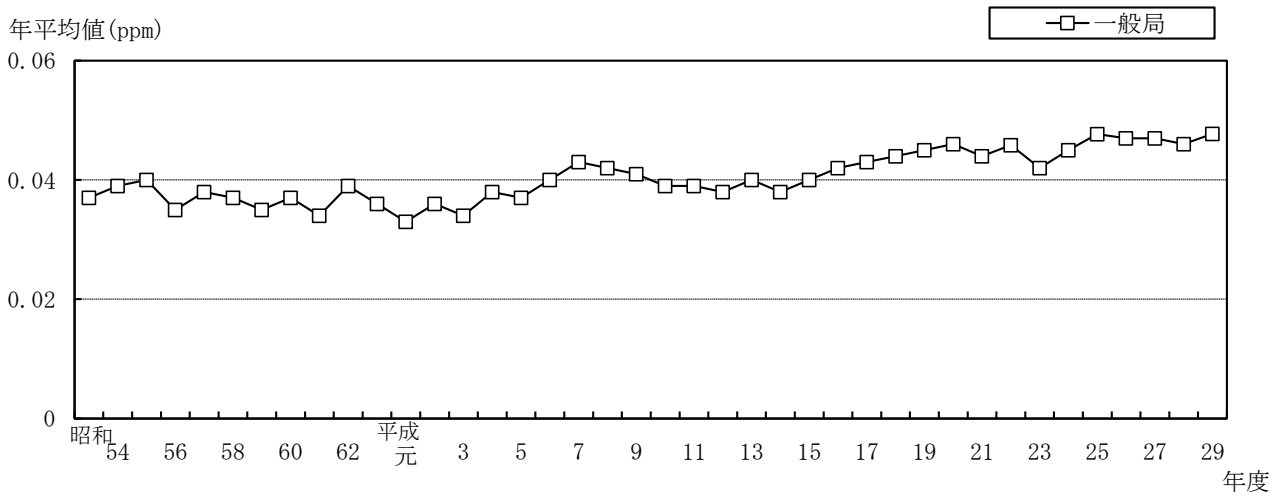


図7 光化学オキシダント(Ox)濃度(昼間の日最高1時間値)の年平均値の経年推移

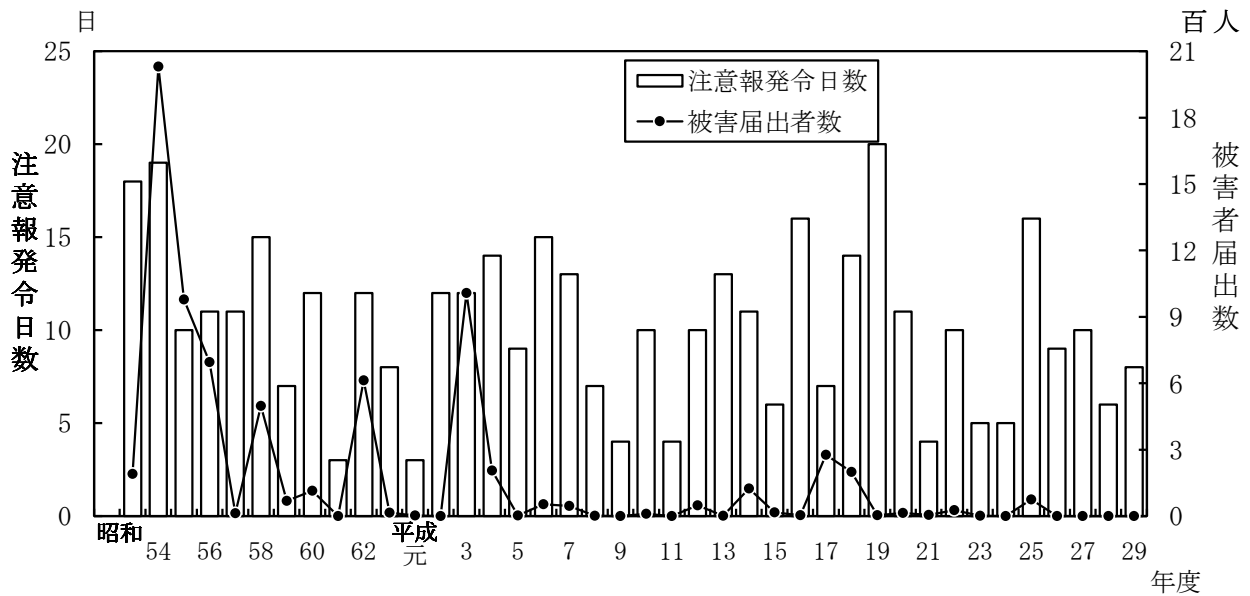


図8 光化学スモッグ注意報発令日数等の経年推移

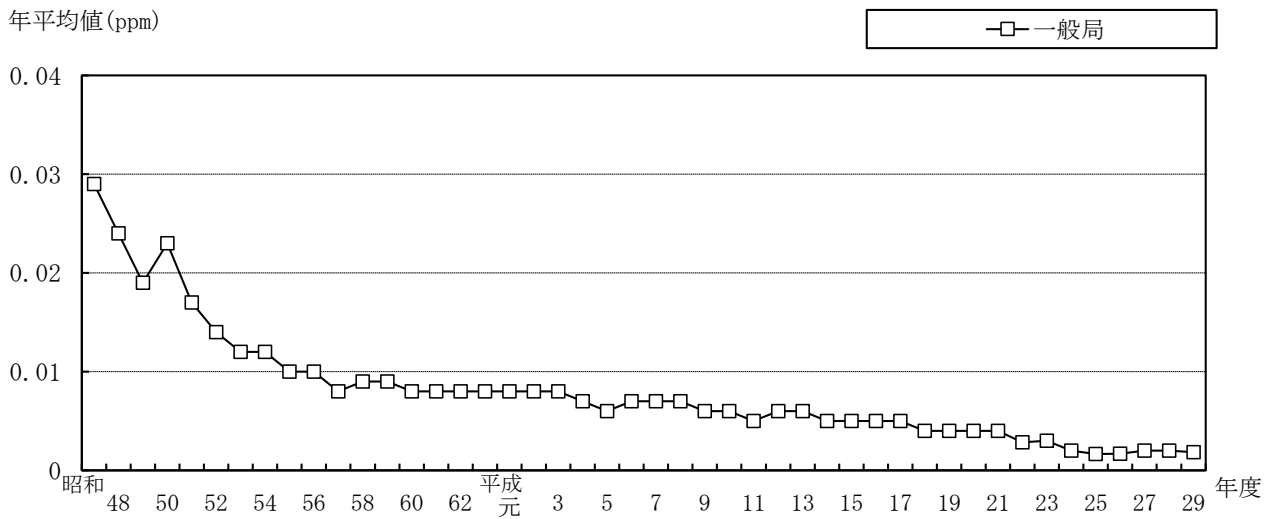


図9 二酸化硫黄 (SO_2) 濃度の年平均値の経年推移

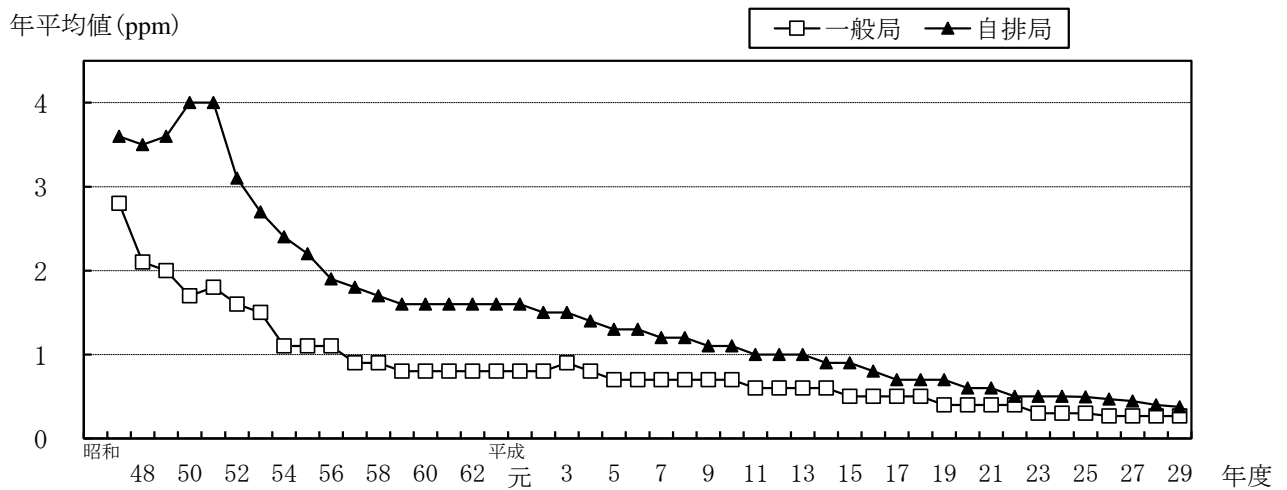


図10 一酸化炭素 (CO) 濃度の年平均値の経年推移

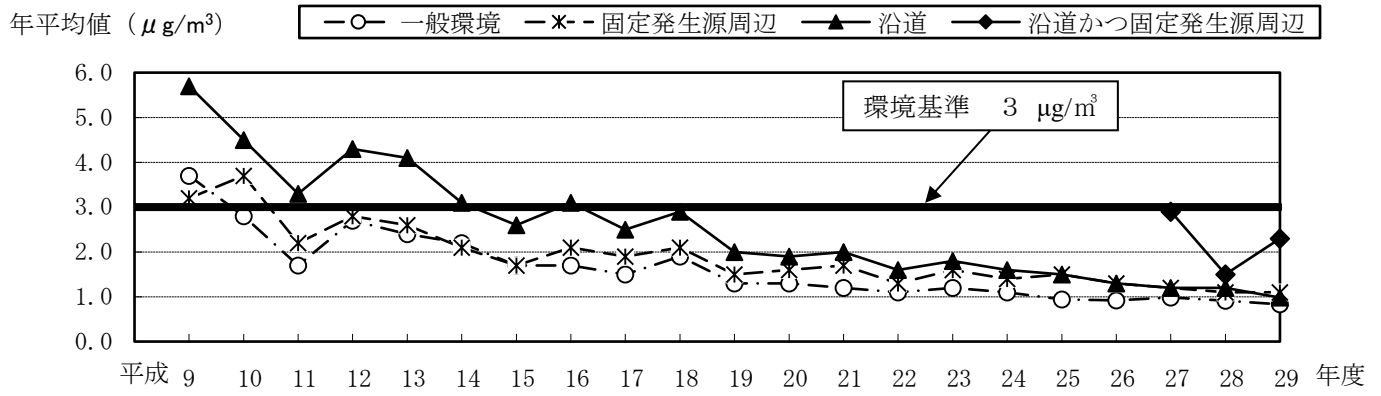


図 11 ベンゼンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

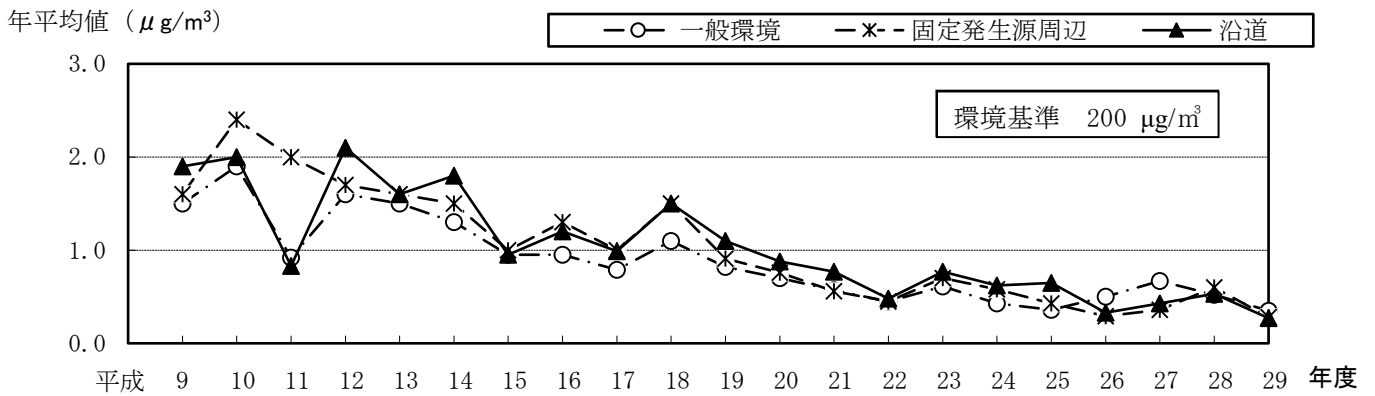


図 12 トリクロロエチレンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

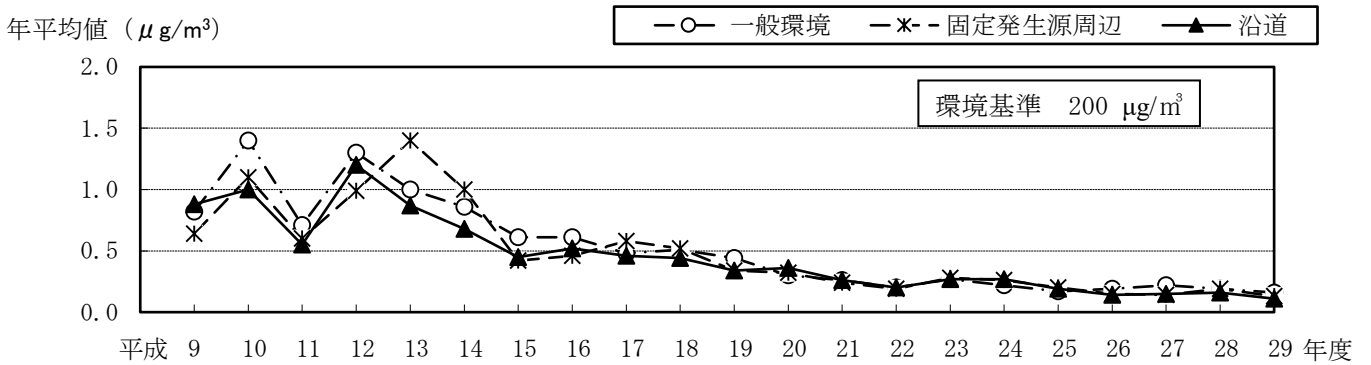


図 13 テトラクロロエチレンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

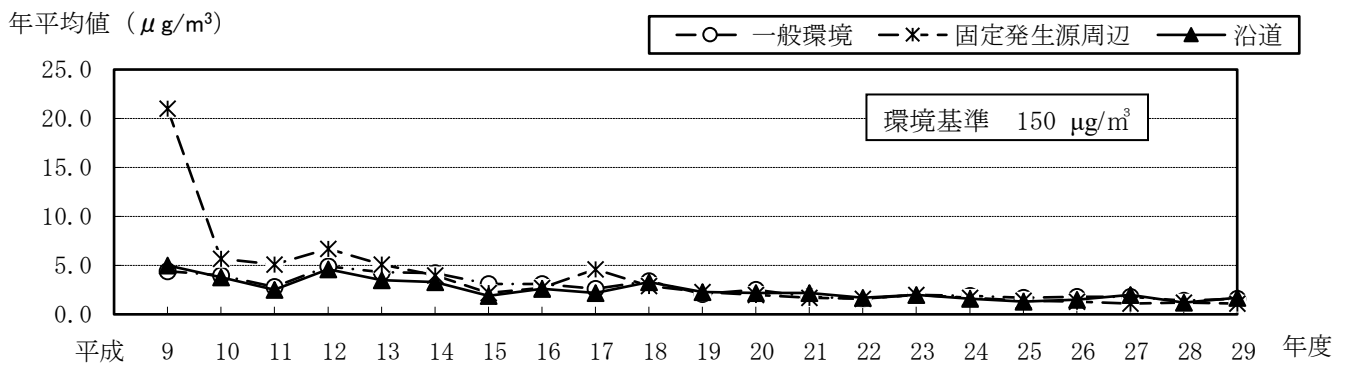


図 14 ジクロロメタンの地点属性ごとの年平均値の経年推移

【参考】

1 常時監視測定項目に係る環境基準

(1) 環境基準

項目	環境基準
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内 又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値 が0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06 ppm 以下であること。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1 ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の 8時間平均値*が20 ppm 以下であること。

※ 0～8時、8～16時、16～24時までの各時間帯の平均値

(2) 評価方法

○ 二酸化窒素(NO₂)

年間にわたる1日平均値のうち、測定値の低い方から数えて98%に相当するもの(年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

※例：365個(日)分の測定値がある場合は、低い方から数えて358番目の測定値を環境基準と比較

○ 浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化硫黄(SO₂)及び一酸化炭素(CO)

長期基準に関する評価は、年間にわたる1日平均値のうち、測定値の高い方から数えて2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

○ 微小粒子状物質(PM2.5)

長期基準に関する評価は、1年平均値について評価を行うものとし、短期基準に関する評価は、1日平均値の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として評価を行う。

長期基準及び短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した場合について、環境基準が達成されたと判断する。

○ 光化学オキシダント(Ox)

昼間の1時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査項目に係る環境基準等

(1) 環境基準

項 目	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m ³ (3 µg/m ³) 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ (200 µg/m ³) 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ (200 µg/m ³) 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m ³ (150 µg/m ³) 以下であること。

(2) 指針値※

項 目	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値が 2 µg/m ³ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が 10 µg/m ³ 以下であること。
水銀及びその化合物	年平均値が 0.04 µg Hg/m ³ 以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が 0.025 µg Ni/m ³ 以下であること。
クロロホルム	年平均値が 18 µg/m ³ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	年平均値が 1.6 µg/m ³ 以下であること。
1,3-ブタジエン	年平均値が 2.5 µg/m ³ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	年平均値が 6 ng As/m ³ (0.006 µg As/m ³) 以下であること。
マンガン及びその化合物	年平均値が 0.14 µg Mn/m ³ 以下であること。

※ 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

(3) その他物質の全国平均値 (平成 28 年度) ※

項 目	全国平均値	項 目	全国平均値
アセトアルデヒド	2.1 µg/m ³	トルエン	6.3 µg/m ³
塩化メチル	1.5 µg/m ³	ベリリウム及びその化合物	0.017 ng/m ³ (0.000017 µg/m ³)
クロム及びその化合物	4.5 ng/m ³ (0.0045 µg/m ³)	ベンゾ[a]ピレン	0.18 ng/m ³ (0.00018 µg/m ³)
酸化エチレン	0.071 µg/m ³	ホルムアルデヒド	2.5 µg/m ³

※ 出典：環境省報道発表資料 (H30.3.27)